奈良県マンション管理計画認定制度に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号。以下「法」という。）第５条の３から第５条の１０までの規定に基づき、マンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成１３年政令第２３８号。以下「施行令」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成１３年国土交通省令第１１０号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（認定申請書に添付する書類）

第３条 法第５条の３第１項の規定により管理計画の認定を受けようとする管理組合の管理者等は、省令第１条の２第１項に掲げる申請書の正本、副本及び同項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、適合証の交付を受けている場合は、省令第１条の２第１項各号に掲げる書類の添付に代えることができる。

２ 前項の規定は、法第５条の６第１項の認定の更新の申請について準用する。

３ 法第５条の７第１項の規定により管理計画の変更の認定を受けようとする管理組合の管理者等は、省令第１条の１０項に掲げる申請書の正本、副本及び省令第 1条の2項各号に掲げる添付書類のうち、変更に係るものを添えて提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第４条 法第５条の３第１項（法第５条の６第２項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第５条の７第１項の規定による変更の申請をした者は、知事が法第５条の４の認定（法第５条の６第２項または第５条の７第２項において準用する場合を含む。）をする前に申請を取り下げようとするときは、マンション管理計画の認定申請取下届（第１号様式）により知事に届け出なければならない。

（不認定通知）

第５条 知事は、管理計画が法第５条の４に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条の認定をしないものとし、管理計画を認定しない旨の通知書（第２号様式）により申請をした者に通知するものとする。

（軽微な変更の報告）

第６条 認定を受けたマンションが省令第１条の９に規定する軽微な変更をしたときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（第３号様式）に省令第１条の２第１項に規定する添付書類のうち変更に係るものを添えて知事に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第７条 法第５条の８の規定による報告の徴収は、管理の状況報告徴収書（第４号様式）により行うものとする。

２ 認定管理者等は、知事が前項の規定に基づき報告を求めたときは、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書（第５号様式）により報告しなければならない。

（改善命令）

第８条 法第５条の９の規定による改善命令は、改善措置命令書（第６号様式）により行うものとする。

（管理の取りやめ）

第９条 法第５条の１０第１項第２号の申出をしようとする認定管理者等は、管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（第７号様式）に省令別記様式第１号の２の認定通知書（省令第１条の８による認定の更新の通知をしたときは省令別記様式第１号の４の認定更新通知書、省令第１条の１１による変更の認定の通知をしたときは省令別記様式第１号の６の変更認定通知書とする。）又はその写しを添えて、知事に提出するものとする。

（認定の取消し）

第１０条 法第５条の１０第２項の規定による通知は、認定取消通知書（第８号様式）により、行うものとする。

（認定管理計画の公表）

第１１条 認定管理者等が法第５条の３第１項の申請を行う際に、認定を受けた際の公表に同意した場合は、知事は、センターと連携して、当該管理計画認定マンションの名称、所在地その他必要な事項を公表することができる。

（認定の証明）

第１２条 認定管理者等は、法第５条の４の認定（法第５条の７第１項の変更を含む。）の証明を求める場合は、証明願（第９号様式）を知事に提出しなければならない。

２ 知事は前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明書（第１０号様式）により認定管理者等に証明するものとする。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。